

## 契約保証金について

落札者は、契約金額が 200 万円を超える場合は、契約締結と同時に契約保証金が必要となります。

契約の保証については、下記のとおりです。

### 1 契約の保証について

- (1) 落札者は、契約締結と同時に、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。
  - (ア) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関等（公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社を含む。）の保証があるとき。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約事務担当者に確認のうえ手続きをしてください。
- (3) 契約変更により契約金額の増が 20 パーセント以上かつ 100 万円以上のときは、契約保証金を増額してください。ただし、契約金額が減額するときは、保証金の減額をしません。

上記の条件に合えば、あらゆる保証証書の変更をお願いします。

ただし、工期のみの変更であれば、西日本建設業保証(株)と現金での保証の場合は自動継続となりますが、一般民間保険会社の証書は変更が必要です。

### 2 契約の保証方法

契約の保証方法は、下記のいずれかの保証を付さなければなりません。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

### 3 提出方法等について

#### (1)保証事業会社の保険を利用する場合

- ・電子で提出する場合は、保証事業会社から発行された「保証契約番号」及び「認証キー」が記載された電子ファイルを経営総務課にメールで送付してください。
- ・紙媒体で提出する場合は、原本を経営総務課まで持参してください。

## (2) 保険会社の保証保険契約を利用する場合

- ・電子で提出する場合：保険会社から発行された「閲覧用 URL」及び「閲覧用パスワード」が記載された電子ファイルを経営総務課にメールで送付してください。  
※令和8年4月30日までは、電子メールによる運用の取扱いも可能とします。
- ・紙媒体で提出する場合は、原本を経営総務課まで持参してください。

## (3) 現金による納付の場合

契約保証金を現金で納付する場合は、事前に契約事務担当者に連絡し、市が発行する納付書を使用し、所定の場所で納付の上、領収書のコピーを契約締結前に契約事務担当者へ提出してください。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上かつ1万円単位（1万円未満を切り上げ）とします。

なお、領収書は、メールで提出することもできます。

**連絡・提出先：経営総務課入札グループ 079-662-3161**

Email : keiyaku@city.yabu.lg.jp

## 4 契約保証期間

契約保証期間は、契約日～工事（業務）完了日までです。

ただし、契約保証の契約日が工事（業務）の契約日より前の日付でも問題ありません。

## 5 契約保証金の返還について

- (1) 契約保証金を現金で納付した場合は、事業の完了後、保証金を返還する口座情報が記入された書類等を提出してください。
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提供した場合は、事業の完了後、その有価証券等の返還を申し出てください。

## 契約保証・前金払保証の電子化について

契約保証及び公共工事の前金払保証について、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」の廃止及び保険会社による電子証書等閲覧サービスの運用開始について（令和7年11月17日付け事務連絡）に基づき、下記のとおり運用します。

### 記

#### 1 電子化の対象とする保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
(1) 保証事業会社 (※1)	契約保証	契約保証証書
	前払金保証（中間含む）	前金払保証証書
(2) 保険会社 (※2)	契約保証	履行保証保険証券
		公共工事履行保証証券

※1 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

※2 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、AIG 損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

#### 2 電子化の対象とする案件

令和7年12月1日以降に養父市と締結する契約

#### 3 電子証書等の提出方法

(1) 電子証書等閲覧サービスの利用（保証事業会社の場合）

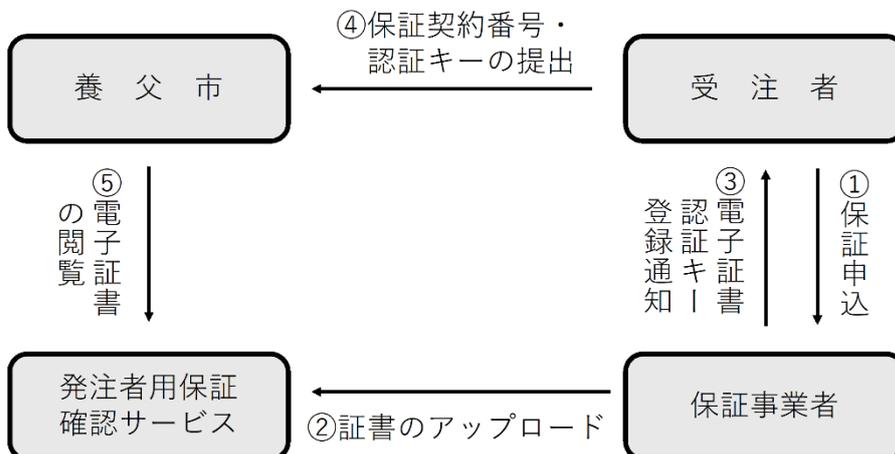
ア 受注者が、保証事業会社へ保証契約の申込・契約

イ 保証事業会社が、閲覧サービス上に電子証書をアップロード

ウ 受注者が、保証事業会社から閲覧用の認証キーを取得し、市へメール送付

◆メール宛先 **keiyaku@city.yabu.lg.jp**

エ 市が、発注者用保証確認サービス上で電子証書を確認



(2) 電子証券等閲覧サービスの利用（保険会社の場合）

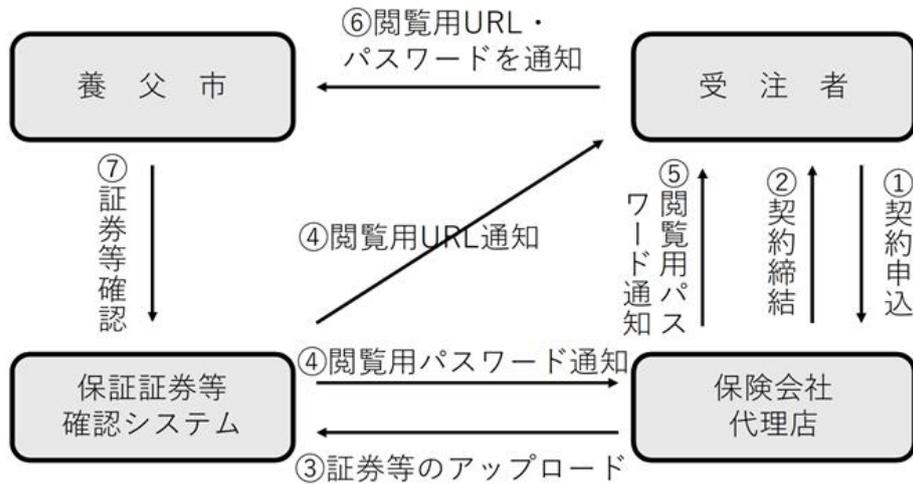
ア 受注者が、保険会社へ保険契約の申込・契約

イ 保険会社が、保証証券等確認システム上に証券等をアップロード

ウ 受注者が、保険会社から閲覧用パスワードと URL を取得し、市へメール送付

◆メール宛先 **keiyaku@city.yabu.lg.jp**

エ 市が、保証証券等確認システムで保証証券等を確認



4 留意事項

(1) 紙の保証証券等の提出も、引き続き可能です。

(2) これまで行ってきた電子メールによる運用については、令和8年4月30日までは取扱うことができるものとします。

(3) 電子証券等の取扱いの詳細は、各保証機関等へ問い合わせてください。